

コード	名 称	区分	コード	名 称
事業名	105 総合計画進行管理経費	会計	01	一般会計
		款	02	総務費
		項	01	総務管理費
		目	06	企画費
基本 施策	99 対象外	細目	121	調査企画推進事務経費
		細々目	02	総合計画進行管理経費
行革大綱の重点事項番号				
担当部課	コード	11300		担当者
	名称	企画課		氏名
				風隼 徳彰
				連絡先
				22 - 9620 (内線) 2110

### 事務事業の概要 (Plan)

対象(誰を、何を)	総合計画	※対象件数
成果(どうする)	計画の進行管理が行われる。	
根拠法令・要綱等	伊賀市まちづくり委員会条例、伊賀市まちづくり委員会設置要綱	
開始年度	平成 18 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
H21 事業 内容	まちづくり市民委員会の開催(1回開催) まちづくりアンケート(平成21年度分)の実施	
社会情勢 の変化等	地方分権推進計画に基づく義務付けの廃止として、現在、国会において審議中である地方自治法の一部改正により、市町村における「基本構想」の策定義務がなくなる可能性がある。	

### 整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

### 運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

### 事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H20	H21	H22	H23
	まちづくり市民委員会の開催回数	回	目標	3	目標	3
			実績	6	実績	1
			目標		目標	
			実績		実績	

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H20	H21	H22	H23
	まちづくりアンケートの回収率	総合計画の関心度(対象者を分母とし、改修分を分子とする。)	%	目標	50	目標	50
				実績	45.9	実績	44.7
				目標		目標	
				実績		実績	

投入コスト		H20 決算	H21 決算	H22 当初予算	H23 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
A の 財 源 内 訳	直接事業費計(A)	573	311	292	600
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他	0	0		
	一般財源	573	311	292	600
	事業投入人件費(B)	0.2人 1,440	0.2人 1,440	0.1人 720	0.2人 1,440
フルコスト(A)+(B)	2,013	1,751	1,012	2,040	

### 事務事業の評価(Check)

	判断の基準(該当項目に○をつけてください)	備考欄(特記事項)
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	
	個人の方だけでは対応し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	
効 率 性	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	
	事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業	
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	
	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	
	民間のサービスだけでは市場全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	○
	事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業	
	【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】	
	財政状況を考慮し、事業を休止した場合、市民生活への影響が大きい事業	
	【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	
有効性	事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。	○
達成性	基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高	
	サービス水準や対象を見直す余地がある。	
達成性	当初設定した計画を 80%以上100%未満 実施している。	【計画に遅れが生じている場合、改善策】
	予算の繰越の有無 無	まちづくりアンケートの回収率が半数を配付数の半数を超えないため、市民に対して、総合計画の周知等を行い、関心を高める。
	【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	
効率性	他の事業主体の活用、事業移管が可能である。	
	基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。	
	【事業名】	
	受益者負担を求めることができる事業である。	
	全体コストにおける負担構成は適正である。	
	コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

### 昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	成果指標の設定と数値目標の見直しを行うことで、後期計画につなげていく。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいない 【詳細】 まちづくり委員会を開催し、平成20年度伊賀市まちづくりアンケートの結果を踏まえ、目標値の再設定を行った。まちづくりアンケートを実施しているが、回収率が半数に満たない。

### 今後の方向性(Action)

担当課長氏名	増田 基生
【方向性】	現状維持
【理由】	
事業の方向性	今年度は、総合計画前期基本計画の最終年度となり、平成23年度から始まる後期基本計画を総合計画審議会を設置し、策定作業を行っているため、まちづくり委員会は開催しない。ただし、毎年実施しているまちづくりアンケートは引き続き実施し、前期5年間の目標値等と比較し、政策の実行度を把握する。なお、次年度以降、これまでに引き続き、まちづくり委員会を開催し、総合計画の成果指標、数値目標の見直し等を毎年実施していく。
現時点における課題、その他	アンケートの指標である生活課題とそれを受けた政策については、総合計画基本構想により設定し、基本計画における施策の基本となっているが、計画期間10年間の基本構想に基づくため、生活課題の記載内容等を時点修正することが困難である。また、まちづくりアンケートの回収率が半数に満たない。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	次回の総合計画(基本構想等)策定時に、施策体系の設定方法等を見直し、施策内容を時点修正できる方策を検討する。ただし、地方自治法の一部改正法案が成立した場合、「基本構想」の策定義務が無くなるため、現行の計画期限が到来する前に、市としての計画体系を大幅に見直す必要がある。まちづくりアンケートについては、総合計画の周知により、関心を持ってもらい、回収率の向上に繋げる。